

## 長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	4 (財)長野市体育協会
主な業務内容	スポーツ振興事業(スポーツ大会の開催補助ほか) 競技力向上事業(ジュニア選手の育成、指導者の育成ほか) (平成17年度までは、長野運動公園、南長野運動公園などの施設管理事業を市から受託していたが、平成18年度からそれらの事業から撤退し、上記の事業に専念する体制とした。)
財務状況 (17年度決算)	平成17年度まで市から受託していた施設管理事業は、事業費の同額を市から支払う方式のため損益は発生していない。 スポーツ振興等財団本来の事業である一般会計でも、収支はほぼ均衡しており、累積欠損もなく、財務状況は健全である。 一般会計支出のうち人件費等管理費のウェイトが約60%と高い。また収入の約90%を市からの負担金が占めており、独自収入で事業費等を賄うことは困難であり、市からの負担金収入が財団運営を支えている。
団体の課題	アマチュアスポーツ団体を加盟団体とする組織であり、会費収入等の独自財源が乏しく、市からの負担金に依存している。 また、市民スポーツの振興を図る上で、市民(体育協会)が自らの負担で実施できることは自ら行い、市民(体育協会)にとって経済的負担が大きいもの、例えば体育施設の建設や競技力向上対策などについては、市が直接実施するか又は財政支援を行うという基本的な考え方(補完性の原則)に基づいて事業内容を見直すことが必要である。 市がこれまで行ってきた財政支出は、「負担金」として整理されているが、「負担金」は、協定等に基づき市が負担する義務がある場合に支出するものであるが、市民スポーツの振興は、第一義的には市民自らが主体的に行うものであり、市の支出は、政策判断に基づいて支出する「補助金」として整理するのが適当である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	存続		
業務範囲の見直し	<p>加盟団体への補助金については、既に体育協会において成果主義の考え方を取り入れ、国体出場等の実績を勘案して、強化費の配分方法を見直す取り組みを始めているが、そのほか、市民体育祭補助金のように全競技団体に薄まきに支出している補助金や体育協会が主催する市民水泳大会などの経費は、補完性の原則に基づき、参加者負担金やボランティアで賄うべきものであり、廃止等の見直しを行い、重点化を行うことが必要である。</p>	<p>成果主義の導入については、重点補助事業(対象10団体)が平成18年度で3年目を終了するため、設定した目標値の達成度を確認した上で、実績等の成果により減額・対象団体の変更を含め平成19年度に専門委員会に諮り検討する。 同じく市民体育祭補助金については、算出方法(按分による算出)の見直しを専門委員会に諮り検討する。</p>	【体育課】
その他	<p>体育協会が主催している市民水泳大会などは、他のスポーツ大会と同様に競技団体が主催することが適当であり、体育協会の業務を簡素化し、人件費コストの削減につなげる必要がある。 (従来2名の市からの派遣職員を平成18年7月1日付で1名減員し、人件費コストの削減に取り組んでいる。)</p>	<p>体育協会が主催している3大会(水泳・スキー・スケート)については、開催当初の目標は達成されていると思われることから、体育協会から各競技団体・指定管理者等の主催・主管ヘシフトするよう協議を始めた。平成19年度は事務的な作業を進めていく。</p>	【体育課】
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項			